

# 一管区水路通報第 1 3 号

平成 1 9 年 3 月 3 0 日

第一管区海上保安本部

第 9 3 項	北海道南岸	恵山岬	無線方位信号所廃止 ( 予告 )
第 9 4 項	北海道南岸	苫小牧港	簡易灯付浮標等撤去
第 9 5 項	北海道南岸	苫小牧港	簡易灯付浮標移設
第 9 6 項	北海道南岸	厚岸湾南南東方	海洋調査
第 9 7 項	北海道北岸	紋別港	生簀設置
第 9 8 項	北海道北岸	紋別港	ウニ育成施設設置
第 9 9 項	北海道西岸	小樽港	航泊禁止解除

水路通報の内容については、インターネット及びFAXで入手出来ます。

インターネットアドレス <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/index.html>

F A X 番号 0134-32-9319 ( 情報ボックス )

100#: 最新号、1 ~ 50#: バックナンバー ( 数字は号数 )

0134-27-6190 ( ポーリングサービス )

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせは下記へどうぞ。

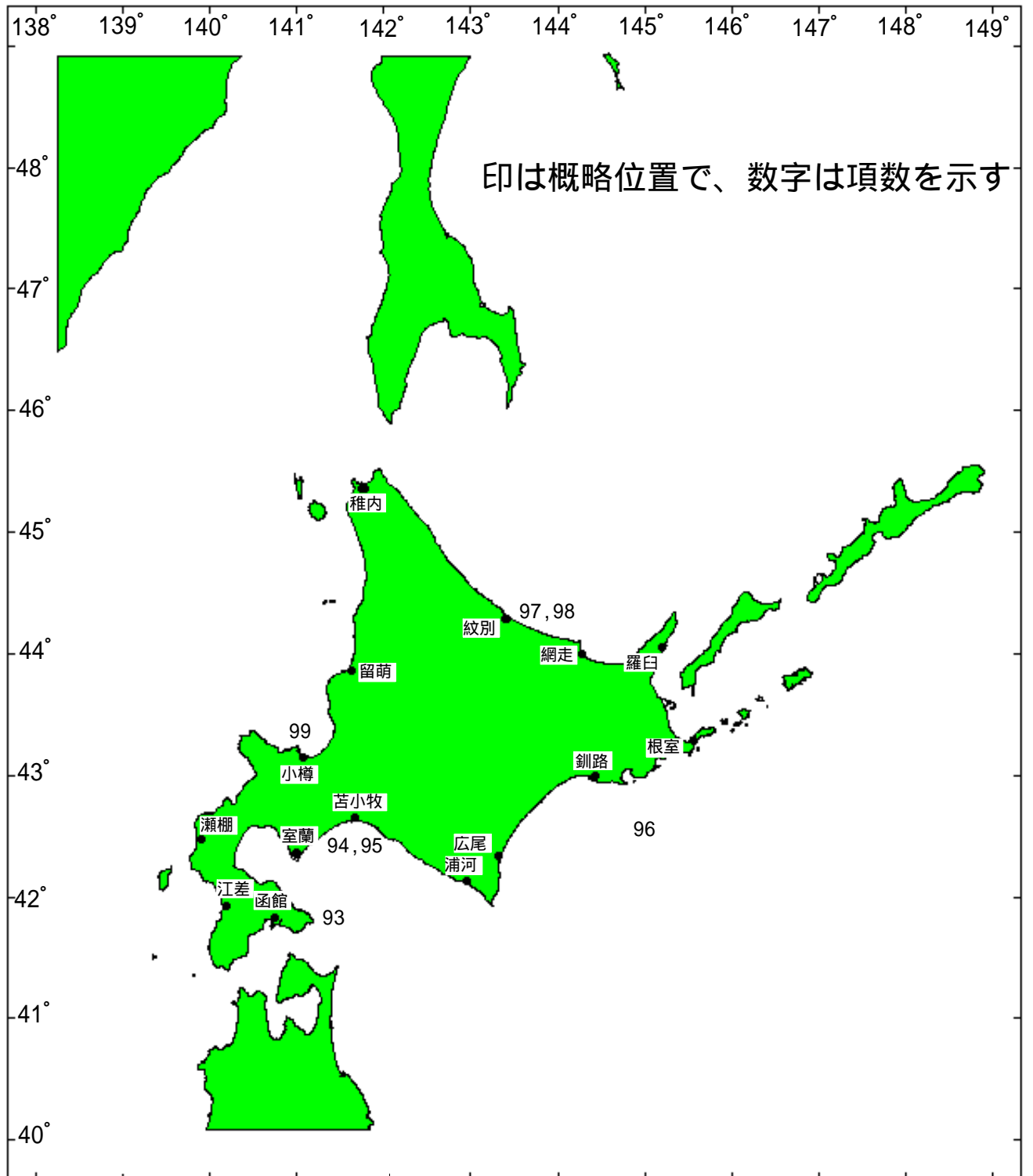
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係

〒047-8560 小樽市港町 5 番 3 号小樽港湾合同庁舎 (5階)

TEL(0134)27-0118(内線2515) FAX(0134)32-9301

メールアドレス [sodan1@jodc.go.jp](mailto:sodan1@jodc.go.jp)

# 索引図



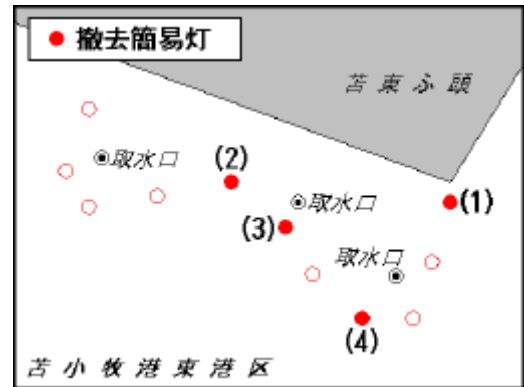
19年93項 北海道南岸 - 恵山岬 無線方位信号所廃止(予告)  
 恵山岬無線方位信号所(41-48.9N 141-11.0E概位)は、下記のとおり廃止される。  
 廃止予定日 平成19年4月10日  
 海 図 W10 - W1030  
 参照書誌 411 9001.01番  
 出 所 第一管区海上保安本部交通部

19年94項 北海道南岸 - 苫小牧港、第4区 簡易灯付浮標等撤去  
 一管区水路通報18年48号580項関連

下記の簡易灯付浮標及び固定灯は撤去された。

- 位 置 (1) 42-36-05.4N 141-48-03.6E(灯付浮標)  
 (2) 42-36-05.7N 141-47-58.8E(灯付浮標)  
 (3) 42-36-05.0N 141-48-00.0E(固定灯)  
 (4) 42-36-03.5N 141-48-01.7E(固定灯)

海 図 W1033B  
 出 所 苫小牧港長

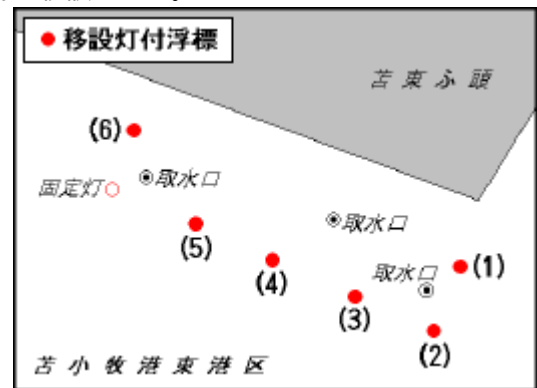


19年95項 北海道南岸 - 苫小牧港、第4区 簡易灯付浮標移設

下記のとおり、苫東厚真発電所取水口付近の簡易灯付浮標が移設された。

- 位 置 (1) 42-36-04.7N 141-48-03.4E  
 (2) 42-36-03.6N 141-48-02.8E  
 (3) 42-36-04.2N 141-48-01.0E  
 (4) 42-36-04.8N 141-47-59.1E  
 (5) 42-36-05.4N 141-47-57.3E  
 (6) 42-36-07.0N 141-47-55.9E

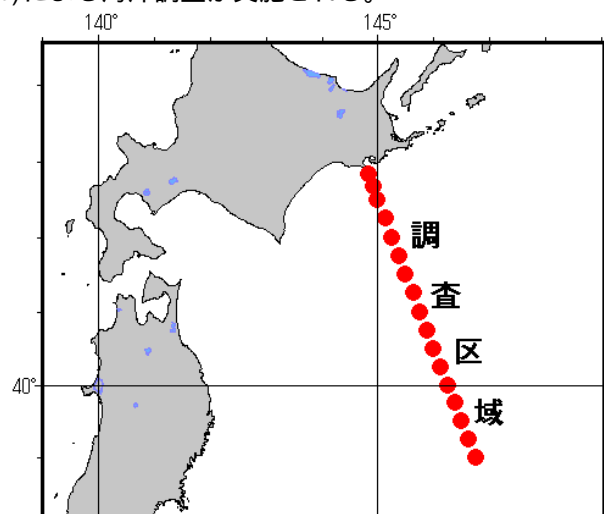
海 図 W1033B  
 出 所 苫小牧港長



19年96項 北海道南岸 - 厚岸湾南南東方 海洋調査

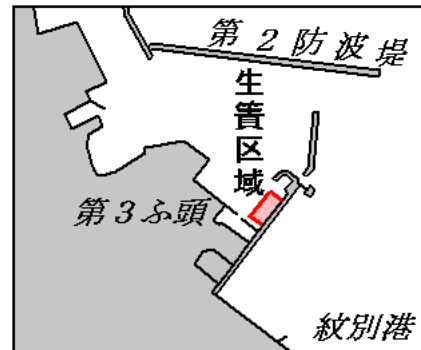
下図に示す区域で、学術研究船「白鳳丸」(3987t)による海洋調査が実施される。

期 間 平成19年4月3日～5月4日  
 海 図 W34 - W1035  
 出 所 海洋研究開発機構



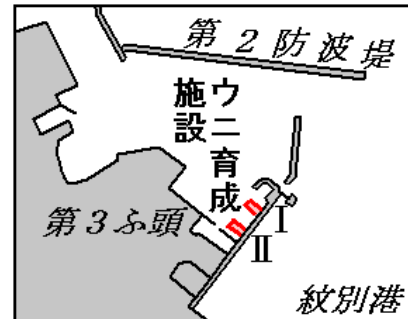
19年97項 北海道北岸 - 紋別港 生簀設置  
 下図に示す区域で生簀（サケ・マス稚魚育成施設）が設置される。

期 間 平成19年4月1日から6月20日まで  
 区 域 下記4地点を順に結ぶ線と陸岸に囲まれた区域  
 (1) 44-20-10.5N 143-22-45.8E (岸線上)  
 (2) 44-20-12.5N 143-22-42.1E  
 (3) 44-20-07.4N 143-22-36.6E  
 (4) 44-20-05.4N 143-22-40.2E (岸線上)  
 標 識 上記(2)(3)に赤旗ボンデン・灯付浮標設置  
 海 図 W29(紋別港)  
 出 所 紋別海上保安部



19年98項 北海道北岸 - 紋別港 ウニ育成施設設置  
 下記区域に、ウニ育成施設が設置される。

期 間 I 平成19年4月1日～6月20日  
 II 平成19年6月21日～11月30日  
 区 域 I 下記4地点を順に結ぶ線に囲まれる区域  
 (1) 44-20-11.8N 143-22-47.2E (岸線上)  
 (2) 44-20-13.7N 143-22-43.6E  
 (3) 44-20-12.5N 143-22-42.2E  
 (4) 44-20-10.5N 143-22-45.8E (岸線上)  
 II 下記4地点を順に結ぶ線に囲まれる区域  
 (5) 44-20-05.4N 143-22-40.2E (岸線上)  
 (6) 44-20-07.4N 143-22-36.6E  
 (7) 44-20-06.1N 143-22-35.2E  
 (8) 44-20-04.2N 143-22-38.8E (岸線上)  
 標 識 上記(2)(3)(6)(7)にボンデン設置  
 海 図 W29(紋別港)  
 出 所 紋別海上保安部



19年99項 北海道西岸 - 小樽港、第1区 航泊禁止解除  
 一管区水路通報18年49号601項削除  
 第2ふ頭11号岸壁前面における航泊禁止は解除された。  
 海 図 W5  
 出 所 小樽港長公示第1号(平成19年3月27日)

